一般社団法人日本脳神経血管内治療学会理事長選任に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会(以下 学会)定款第 26 条に基づき、 学会の理事長の選出に関し必要な事項を定める。

(選出の時期)

第2条 次期理事長候補者の選出選挙(以下 選挙)は、任期が終了する前の学会理事会において実施するものとする。

(選出の要請)

第3条 理事長は、選挙が実施される日の1ヶ月前までに、学会選挙管理委員会(以下選挙管理委員会)に選挙の実施を要請しなければならない。

(立候補の受付)

第4条 選挙管理委員会は、被選挙人の立候補を受け付けることを公示する。

(選挙の公示)

第5条 選挙管理委員会は、選挙の行われる理事会の開催前に、被選挙人名簿を、選挙が行われる 年に選出された次期理事候補者及び職責指定理事に送付し、選挙の実施を公示しなければならな い。

(選挙人)

第6条 選挙人は、選挙が行われる理事会に出席している選挙が行われる年に選出された次期理事候補者及び職責指定理事とする。

(被選挙人)

第7条 被選挙人は、選挙が行われる年に選出された次期理事候補者(ただし職責指定理事を除く) でなければならない。

(選挙の方法)

第8条 選挙の投票は、電子投票とし、会員情報システムを利用して行う。

2. 投票の方法について必要な事項は、実施要綱に定め選挙人に通知する。

(投票記録の管理)

第9条 選挙管理委員会は、選挙の投票に関する記録(投票日時、アクセス記録、など)を、選挙結果 が確定するまで厳重に保管しなければならない。

2. 記録の開示請求があった場合は、選挙管理委員長は理事長に報告し、選挙管理委員会および倫理委員会の合同審議に基づいて、理事長が適切に対処するものとする。

(棄権)

第 10 条 指定の時刻までに投票しなかったものは、選挙の投票を棄権したものとする。

(無効投票)

第 11 条 選挙において、次の各号に掲げる投票は無効とする。

1. 投票要綱に定められた以外の方法で投票したもの

2. その他、開票立会人が無効と認めたもの

(成立)

第12条 選挙は、選挙人の3分の2以上の投票をもって成立とする。

(開票)

第 13 条 選挙管理委員会は、選挙の投票終了後直ちに開票立会人の立ち会いのもとに 開票しなければならない。

(当選者の決定)

第14条 当選者は、有効投票数の過半数の票を獲得した者とする。

- 2. 過半数の票を獲得する者がなかったときは、得票数の上位 2 位までの者について、第 2 回目の投票を行い、有効投票数の過半数の票を獲得した者とする。
- 3. 第2回目以後の得票数が同数の場合は、抽選により決する。
- 4. 候補者が1名の時は、信任投票を行い、有効投票数の過半数の信任を得た者を当選者とする。
- 5. 可否同数の場合は、投票を繰り返す。
- 6. 信任を得られなかった場合は、理事長は直ちに次期理事長選出のために臨時理事会を準備し、被 選挙人の推薦および再信任投票について審議しなければならない。

(結果の公示)

第 15 条 選挙管理委員長は、選挙の結果を速やかに理事長に報告するとともに、得票数とともに当選者を正会員に公示しなければならない。

(選定)

第 16 条 選挙で選出された次期理事長候補者は定時代議員会開催後の理事会の決議によって、理事長として選任される。

(理事長の欠員)

- 第 17 条 理事長が任期途中に退任するときは、退任前の理事会でその時の現任理事による理事長の選出選挙(以下「補欠選挙」という)を実施しなければならない。
- 2. 理事長の欠員の場合は、定款第27条に基づき、会長が職務を代行し、会長は速やかに理事長選出のために臨時理事会を準備し、補欠選挙を実施しなければならない。
- 3. 前2項の補欠選挙は、次期理事長候補者選出選挙に準じた方法で行うものとする。

(実施要領)

第 18 条 選挙管理委員会は、本細則に定めるものほか、選挙の日程など、選挙に必要な事項を別に 定めることができる。

(改廃)

第19条 この細則の改廃には、理事会の承認を得なければならない。

(附則

この細則は、2024年 3月 5日より施行する。